

## 令和2年度第4回 亀山市地域公共交通会議 議事概要

開催日時	令和2年10月22日（木）10時00分～			
開催場所	亀山市役所 3階 大会議室			
出席委員	16名	欠席委員	1名	傍聴人 3名
	委員17名中16名の出席により会議成立			
議事次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会長挨拶</li> <li>2. 報告事項               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 乗合タクシーの現状報告について（資料1）</li> </ol> </li> <li>3. 協議事項               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) バス運賃体系の見直しについて（資料2）</li> <li>(2) 野登・白川地区自主運行バス路線の再編について（資料3）</li> <li>(3) 公共交通に関する市民アンケートの実施について（資料4）</li> <li>(4) 乗合タクシー制度の見直しについて（資料5）</li> <li>(5) 乗合タクシー地域停留所の追加設置要望について（資料6）</li> </ol> </li> </ol>			
議事概要	<p>《議事概要》</p> <p>1. 会長挨拶 （会長） 皆様、改めましておはようございます。ここ一週間位非常に涼しくなってきましたので、お体ご自愛いただきたいと思うのですが、新型コロナウイルス感染症の陽性患者は市内で5名発生しております。少し落ち着いてきてはおりますが、ご注意くださいと思います。そのような関係で窓も少し開けさせていただいておりますが、ご理解いただきたいと思います。今日は前回から引き継いだ議題も含めて盛りだくさんとなっておりますので、忌憚のないご意見をいただきますようよろしくお願いいたします。ありがとうございました。</p> <p>&lt;事務局 出席者確認&gt;</p> <p>2. 報告事項 （1）乗合タクシーの現状報告について（資料1）</p> <p>&lt;事務局より説明&gt;</p> <p>（座長） はい、ありがとうございます。それではただいまのご説明に対しましてご質問、ご意見等ございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか？ 利用者数は、昨年度と比較していかがでしょうか？</p> <p>（事務局） 延べ利用者数の月平均について、平成30年度は58.7人、令和元年度は176.7人となっており、今年度の半年間では241.5人となっております。特に7月以降は300人前後、10月についても同様に利用者数が伸びておりますので、大勢の方にご利用いただける状況になっていると考えております。</p> <p>（座長） はい、ありがとうございます。制度も変わってきているので単純に比較はできないということだと思いますが、いずれにせよ利用が伸びておりまして、市民の方々にとって利用できる環境が整っているといえると思われれます。</p>			

### 3. 協議事項

(1) バス運賃体系の見直しについて（資料2）

<事務局より説明>

（座長）

はい、ありがとうございます。前回いただいた意見をもとに今一度見直していただいて、資料2-1の【今回案】として、乗合タクシー登録者のみではなく、65歳以上と修正していただいた内容になっております。それから定期券については、65歳以上の区分が新設されたのでしょうか。

（事務局）

そのとおりです。65歳以上の方につきましては、年間の定期券という非常に安価でご利用いただけるものを作らせていただきたいと思いますと考えております。

また、学生は学期定期とさせていただきます。

（座長）

はい、ありがとうございます。このようなご提案でございますが、この運賃の見直しに関しまして、ご質問、ご意見等ございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか？

（会長）

よろしいでしょうか、前回案、今回案いずれも、この公共交通会議に諮る前に市内部の部長級の会議に諮った上で提案させていただいております。前回案の乗合タクシー登録者を今回案で65歳以上に拡大したということでございますが、資料5の5ページに乗合タクシーの利用要件が1から5までございます。今回案で乗合タクシー登録者を65歳以上といたしますと、乗合タクシーの利用要件の1と2の方は当然対象となりますが、3と4と5の方で65歳未満の方については、乗合タクシー登録者であるにもかかわらず、今回案の65歳以上の恩恵が適用されないということが市内部の会議の後で分かってまいりまして、なんとかこの方々を救えないかということでございます。事務局が調べましたら、運転免許を自主返納された乗合タクシー登録者が73人いらっしゃるようですが、そのうち1人が65歳未満とのことです。6ページを見ていただきますと、利用要件の4と5の人数が書いてあります。50代未満の方でいいますと、利用要件4の方が5人、利用要件5の方が4人ですから約10の方がこの恩恵から漏れてしまうことが分かってまいりました。なんとかこの方々を救えないかなということで、65歳以上または乗合タクシー登録者とするか、65歳以上及び64歳未満で乗合タクシー登録者とするか、どちらかの要件を付け加えていただけないかということを経理局とも相談して、私から発言させていただきたいということで申し上げました。何卒、今回の議論に加えていただきますようよろしくお願いいたします。

（座長）

はい、ありがとうございます。事務局いかがでしょうか？

（事務局）

事務局も前回の会議を踏まえて、制度を少し見直そうと65歳以上とさせていただきますが、会長が言われるように乗合タクシー登録者の中で年齢制限がない利用要件の3と4と5の方は漏れるということになりますので、そのような方も含めていくべきかと考えております。

(座長)

はい、ありがとうございます。皆様、いかがでしょうか？

確かに公共交通という役割を考えた場合に、心身の理由等により車に乗れないから公共交通に頼らざるを得ない方を65歳以上という年齢で区分してしまうと救えないということですので、やはり両方を救えるような形が望ましいという会長のご提案どおりという気もしております。もし皆様がよろしければ、今回案で決めるというわけではなく、今一度事務局でご検討いただいて、時間的に幸い余裕がありますので、次回皆様に決めていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか？

はい、ありがとうございます。それではさらにご検討いただいて次回最終的にご提案いただきたいと思っておりますが、この運賃制度について何か気になることがありましたらご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか？はい、ではお願いします。

(委員)

今回案で乗合タクシー登録者から65歳以上になったことで運賃収受の際の年齢確認は自己申告制ということですが、前回案の乗合タクシー登録者の場合は、乗合タクシー登録者の証明書のようなものがあつたのか教えていただけますか。

(座長)

はい、事務局いかがでしょうか？

(事務局)

乗合タクシー登録者の場合は、顔写真付きの利用カードで確認できることになっております。

(座長)

はい、ありがとうございます。その他いかがでしょうか？

心身の理由により四輪運転免許を取得できない、心身の理由により車を運転できないというのは、例えば一時的に運転できないことがあり得ると思います。この方々には利用カードを発行しますが、その後運転できる状態になっても利用カードを持ち続けるのでしょうか、利用カードは更新制でしょうか？

(事務局)

基本的に高齢者の方であれば利用要件を満たしますが、心身の理由の方につきましては、その症状が改善されたら満たさなくなるということがございますので、例えば妊娠中の方には期間を設定して登録させていただくという取り扱いとなります。

(座長)

はい、ありがとうございます。亀山市では65歳以上の方に公共施設の割引やポイントがたまるなどのサービスの制度はあるのでしょうか？

(事務局)

ございません。

(座長)

もしそのようなものがあつたら年齢確認に利用できると思いましたが、なければ仕方ないですね。運転士の方が65歳以上を見た目で判断しなければならないのは負担だと思われまふ。また、利用客の中から不公平感が出ないように何か示すものがあればはっきりして分かりやすくてよいですが、一方でそれに事務手続きの負担が増えるということもありますので、まずはこのような形で、他自治体も参考にしながらご検討いただけ

ればと思っております。その他、お気づきの点ございませんでしょうか？  
ちなみに、この1か月と3か月の定期券は発行した日から、または申告した日から3か月という形でしょうか？

(事務局)

今後、販売場所は三重交通の亀山出札所を予定しておりますので、販売方法や期限などは三重交通に準じた内容とさせていただきたいと考えております。

(座長)

では、三重交通の定期券がどのように発行されているのか、あるいはどのように払い戻しされているのかも確認いただいて、皆様に承認いただくということになると思いますが、委員いかがでしょうか？

(委員)

適用方法は、重要な部分かと思われまので、詳細を説明いただいて承認のうえ運輸支局に届出いただけたらと思います。

(座長)

はい、ありがとうございます。この運賃の弾力化や規制緩和は、公共交通会議で承認が得られて初めて実現するものですので、結構重要なポイントになります。届出に必要な要件を揃えて次回にご提案いただければと思います。では、乗合タクシー登録者を含めること、65歳以上の方の確認方法はもちろん見た目結構ですが、他の自治体で問題が発生していないかなど踏まえて決めていただければと思います。また、定期券の発行日、発行方法あるいは払い戻しなどは三重交通に準じるということですが、それもお示しいただいた上で皆様にご承認いただくという手続きを取りたいと思います。はい、ありがとうございます。

(2) 野登・白川地区自主運行バス路線の再編 (資料3)

<事務局より説明>

(座長)

はい、ありがとうございます。現状の問題点をしっかりと調査していただきながら再編の方向性ということでお示しいただきました。また、大まかなルート、承継したダイヤをご提示いただきました。お気づきの点がございましたらご意見いただければと思っております。今日、皆様にご承認いただくのではなく、ご意見をいただいてさらに精査して最終的な提案と承認の手続きに進みたいと思っておりますので、遠慮なくご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか？委員、お願いします。

(委員)

6ページの課題について、利用者が往路は多いですが、復路は少ないという原因は分かっているのでしょうか？

(事務局)

往路は、いつも同じ列車に乗ることもあって比較的多いのではないかと考えております。また、復路が少ない理由でございますが、帰宅の時間は日によって違うということもあって、バスのダイヤが合わずに家族の方が迎えに来ていることもあるかと考えております。

(委員)  
曜日で偏りがあるという考えでよろしいでしょうか？

(事務局)  
乗降調査から平日の偏りはあまり感じられません、土曜日、休日は学生の利用は少ないと思われます。

(委員)  
はい、分かりました。やはり需要に合ったダイヤを考える必要があると思われます。

(座長)  
はい、ありがとうございます。行きは登校時間で列車が決まっているためみんなが一緒に乗るのですが、帰りは学年によって時間が違ったり、部活や塾に寄る子どもがいたり、どうしても分散しますから帰りをまとめることは非常に難しいです。帰りの場合、夕方は家におられる方も余裕があって車で迎えに来ていただいているかと思われます。一方では19時台の列車の利用者が最も多いということ調べていただきました。19時41分に名古屋方面と津方面から到着するため最も多いということで、これに合わせて19時48分発のダイヤを設定するというようにしっかり考えていただいています。この時間に帰って来られる方にとっては便利になるものと思います。では、委員、よろしくお願いします。

(委員)  
9ページにルート図をお示しいただいておりますが、利用者の方のニーズに沿って、中部中学校や商業施設を経由することは地域にとって非常によいと思います。野登地区からの亀山駅までの所要時間が少し長くなると思われますが、どの程度時間が掛かることになるのでしょうか。

(座長)  
はい、ありがとうございます。所要時間が現状と比べてどの程度長くなるのか、そして何分になるのかご説明ください。

(事務局)  
資料にも現行の野登・白川地区自主運行バスのダイヤを載せさせていただいておりますので、再編案と比較しながら説明させていただきます。現行の野登ルートで池山西から亀山駅前まで、系統により若干ばらつきはございますが、30分程の所要時間でございます。今回、中部中学校と商業施設がございますみずほ台口を経由することによりまして、所要時間は40分程になり10分程長くなるものとなっております。

(委員)  
ありがとうございました。

(座長)  
5分、10分程度という感じですが、朝夕の渋滞の時間帯によって違ってくるということかと思います。はい、ありがとうございました。その他、いかがでしょうか？では、委員よろしくお願いします。

(委員)  
野登ルートと白川ルートに分けるのはよいと思います。

(座長)

朝の1便のみ野登から白川を経由することについてご説明をお願いします。

(事務局)

基本的には野登ルートと白川ルートは分離をするわけでございますが、朝の白川ルートの1便のみ現行の野登・白川ルートに準じた運行といたします。これは野登小学校の低学年の児童がスクールバスとしてコミュニティバスを利用している現状がございまして、今年度は1年生の児童3人が行きに池山東から西両尾まで、そして帰りに14時台と16時台のコミュニティバスで池山方面に帰るという利用をしております。また、白川地区から亀山高校への通学利用に対応させる必要がございますので、白川ルートの第1便のみそのような運行形態を計画したところでございます。

(委員)

ありがとうございます。白川地区を経由すると地理的に時間が掛かるとは思います。

(座長)

はい、ありがとうございます。白川ルートは松山から西を経由しますが、小川の方にとってはそのまま亀山駅に向かえばよいものを遠回りしているように映るかと思いません。そちらの集落も經由する必要があるということでしょうか？

(事務局)

少ない便数で地域の需要に対応させるためには、このような経由設定が必要と考えております。

(座長)

はい、多少の遠回りはやむを得ないものと思います。ありがとうございます。その他、いかがでしょうか？

(会長)

野登・白川地区自主運行バスの再編については、平成27年の東部ルート、平成28年の南部ルート、そして平成29年の西部ルートに続いて4ルート目であり現計画では最終となります。平成27年と平成28年に再編した東部ルートと南部ルートについては、1台のバスで2方面を運行していたものを2台に分けてそれぞれ独立したルートに再編した結果、利用者数は増えましたが便数も増えておりますので、維持基準の1便当たり平均乗車人員が3.0人という基準がありますが、南部ルートは満たせておりません。今回、野登ルートと白川ルートを朝の1便以外は原則分離しますので、令和元年度の3.8人という平均乗車人員が低下することが考えられます。したがって事務局、野登地区や白川地区の方には、コミュニティバスの利用促進活動により3.0人という基準を維持していただくことをお願いします。

(座長)

はい、ありがとうございます。この公共交通会議の目的の一つは利用促進、皆様とともにご利用いただくことが大事なのでぜひご協力よろしく申し上げます。その他、いかがでしょうか？委員よろしく申し上げます。

(委員)

白川ルートの1便は通学対応のため池山西から出発するということですが、野登ルートの3便も同じく池山西から同じ時刻に出発させることに何か意味があるのでしょうか？

(事務局)

白川ルートは1便につきましては、先ほど申しました野登小学校に通う低学年の児童のスクールバスとしての利用を考慮いたしまして、かつ小川発の始発というダイヤ設定でございます。野登ルートは3便も同じ時刻の池山西発となっておりますが、こちらはマイクロバスの一台で運行する車両の運用なども考慮した中部中学校の通学にも間に合うようなダイヤ設定でございます。白川ルートは野登小学校の児童のスクールバス、野登ルートは野登方面から中部中学校への通学にも利用できる便ということで同時刻のダイヤ設定となっておりますが、それぞれ性格は異なるものでございます。

(委員)

池山地区から亀山駅に行くときに二つの選択肢となるように時刻を多少ずらした方がよいと思います。

(事務局)

野登ルートにつきましては、1便が亀山駅に着いたら折り返して2便になって池山西に行き、そして折り返して3便になるという設定をしたところでございますが、地域との協議も進めさせてまいりますので改めて検討させていただきたいと考えております。

(座長)

亀山駅という目的地が2経路あるのはとても安心感がありますし、車両の大きさも違いますので上手に使い分けられるのでご検討いただければと思います。どうもありがとうございます。はい、ありがとうございます。その他いかがでしょうか？

亀山駅前の図書館はいつオープンするのでしょうか？

(事務局)

令和4年度の開館を予定しております。

(座長)

少し先ですが、図書館ができますと昼間帯に便がもっとあってもよいと思います。例えば午前中に用事を済ませてから図書館に行こうとか、あるいは図書館に行ってランチを食べてからと本を読んでこようと思えます。ところが特に白川ルートは昼間に亀山駅に行く便がありません。やはりそのような利用も考えていただく必要があると思っております。白川ルートの11時30分以降は小川行しかありませんが、回送にしても運行経費はそれほど変わらないのではないのでしょうか。

(事務局)

ジャンボタクシーの1日当たりの運行経費の考え方でございますが、メーター運賃に準じて初乗り運賃と営業するジャンボタクシーの運行距離を積算してございまして、回送の分は委託料には含まれておりません。

(座長)

もともと4便だったジャンボタクシーが6便に増えて、その分の委託料が360万円程の増ですが、時間拘束ではないのであればそれで結構だと思います。一方で、休憩時間ですが、野登ルートのマイクロバスは、7時05分に池山西を出発してから亀山駅で折り返して、また池山西で折り返してようやく亀山駅に戻ってから休憩となっています。23分の休憩ということで多分法的には問題ないと思いますが、休憩時間が適切に確保されているのか、遅延が生じた際に取り戻せるのか教えていただけますか？

(事務局)

時刻表の案につきましては、地域の要望に基づいて組んだものでございますので、地域との協議と合わせまして三重交通とも必要な調整を進めてまいります。

(座長)

では、これは利用者目線で作っていただいたということで今後、三重交通と打ち合わせていただいて、法令上の必要な休憩時間の確保、そして遅延が発生するようであれば吸収できるようなダイヤの設定をお願いしたいと思います。特に、コミュニティバスは安全、安心が一番大事だと思っております。そういう意味では事故防止のためにも焦らないといけないようなダイヤ設定は相応しくないと思っておりますので、余裕を持ったダイヤをぜひお願いしたいと思います。ちなみに、マイクロバスの委託料は人工によるのでしょうか。

(事務局)

マイクロバス運行分の委託料につきましては、この時刻表をもとに三重交通に試算いただいたものです。

(座長)

今回12便が11便に1便減るのですが、拘束時間が変わらない、あるいは拘束時間が伸びるので、人件費の高騰等もあると思うのですが、運行費用は上がっています。回送が発生していてもうまくダイヤが組めるのであれば、利用できるようにしてあげたらよいと思います。1便当たりの利用者が少ないから削減するというのは、実は経費的には変わらないことも考えられますので、三重交通と相談して、もし運行できるなら地元の方にとっては機会が増えることになるので、ぜひそういう形でお願いしたいと思います。目の前を乗れないバスが走っているというのは、やはり地域の方にとってはあまりいい感覚ではないと思いますので、そんなところもご検討いただければと思っています。便を削減することにより経費が安くなれば効率化につながりますが、経費は変わらないのに地域の方が乗れなくなるのは非効率だと思いますので、ご検討いただければと思います。その他、いかがでしょうか？

中部中学校の生徒は、バスは使えていないのでしょうか？

(事務局)

現状では、野登地区から中部中学校方面のコミュニティバスはございません。

(座長)

では、野登地区の生徒はどのように中部中学校に通学しているのでしょうか？

(事務局)

自転車での通学とお聞きしております。

なお、野登地区が中部中学校区、白川地区が亀山中学校区でございます。

(座長)

この路線ができれば、特に雨の日に通学に利用できるということですね。その他、いかがでしょうか？三重県バス協会として三重交通の委員、あるいは乗務員として委員からお気づきの点がありましたらご発言いただければと思います。

(委員)

ルート変更につきましては、東部ルートの一部を通るということになっておりますが、新規免許取得が必要になるところが3か所あると思います。そのようなこともあり



まして、安全面やバス停管理につきましても、安全安心なコミュニティバスになるように準備を進める必要があると思っております。

(座長)

はい、ありがとうございます。では、委員お願いします。

(委員)

ダイヤ設定、特にターミナル時間が窮屈になっていると思います。また、ラッシュ時間帯の渋滞があると思いますので、この辺りを加味したダイヤ設定をお願いしたいです。

(座長)

はい、ありがとうございます。今後もしろいろとご協議させていただければと思います。では、より具体的なルート、ダイヤ、そしてバス停の位置などを決めるに当たりまして必要な協議を整えていただくとともに、今の意見を反映した形でご提案いただければと思います。

(3) 公共交通に関する市民アンケートの実施について (資料 4)

<事務局より説明>

(座長)

はい、ありがとうございます。計画の見直しのためのアンケートを行うということですが、市民の 1,200 人の対象の方々にこのような調査票が届くことになります。答える立場としてご覧いただき、お気づきの点があれば、ぜひご指摘いただきたいと思いますが、いかがでしょうか？

乗合タクシーですが、「利用したことがある」というのは、登録をして乗ったことがある方です。登録はしているけど使ってない方は、「利用したことはないが、制度内容を知っている」に分類されてしまいます。そういう意味では乗合タクシーを「利用したことがある(登録済)」、もう一つは「登録しているが利用したことはない」はもう当然制度を知っていることになりますので、このように分けた方が答えやすいのかもしれませんが。ちなみに乗合タクシー登録者を対象にアンケートをされたことはありましたか？

(事務局)

見直しの際に実際に利用したことがある方への電話での聞き取り調査を行っておりますが、全登録者への調査はこれまでにございません。

(座長)

登録しているが利用したことがない人が 1,200 人からどれくらい出てくるか分かりませんが、その方々が普段どのような移動をしているか見えるかもしれないので、「利用したことがある」を 2 つに分けた方がよいかもしれませんのでご検討ください。その他、いかがでしょうか？何でもお気づきの点をお願いします。はい、委員お願いいたします。

(委員)

アンケート対象は 1,200 人とありますが、この数値の根拠はどのようにお考えでしょうか？平成 25 年のアンケートの際には 5,000 人で 40%の回収ですので、1,200 人では 500 人程ということになりますが、実態がどこまで把握できるのかという気がします。経費が掛かるかもしれませんが、もう少し増やした方がよいと思います。

(座長)

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか？

(事務局)

統計的にアンケートの必要数は1,200人で満たしておりまして、全庁的にも他の無作為抽出のアンケートも1,200人ということでございます。回収率でございますが、前回は40%程でございますので、今回もその程度を見込んでおります。

(委員)

活きたデータが500人くらいでよいのかと若干思いました。

(座長)

例えば、地区別に回答の割合を出そうとか年齢階層別に回答の割合を出そうとすれば、例えば問12地域の公共交通について、地元住民が中心となり、バスのルートやダイヤなどの設定に加え、バスの利用を促す等々とあって、この考えに賛成だとか、賛成だけど参加は控えたいとかいう答えが出てきます。これを市全体として割合を見ようとしたら多分この調査数でいいということになります。ところが、これを地区別に集計しようとした時に、亀山の市街地と野登・白川地区では全然割合が違う可能性があるのですが、その差まで果たしてこの数で出せるのか、あるいは年齢階層別に考えた時にも差が出てくると思いますが、それがいわゆる統計的に優位な差として出せるか、そういう設計になっているか気になるかところだと思います。委員の指摘はそういうことだと思います。そういう分析に耐えうるだけの精度が保証されているのかということだと思いますが、500票では微妙な感じという気もしますが、いかがでしょうか？

(事務局)

市の無作為抽出のアンケートの基準によりおおよそその回答を得られるということも確認しておりますので、今回のこのアンケートにつきましても、1,200人で実施いたしたいと考えております。

(座長)

市の基準でよろしいですが、何をもち基準としているかを聞きたいということですが、どの程度の精度を保証しているのか、それが地域公共交通計画を策定するにあたってよいのか。住民意識調査の集計を見ると例えば中学校区で集計されているとか、あるいは年齢で高齢者、非高齢者で集計されているとか、そのようなものがあると思いますが、それに耐えうるだけの精度かという説明がいただきたいです。

(事務局)

他のアンケート調査につきましても、年齢別、地区別といった集計もしておりますので、今回もそういったものにも耐えうるかと判断しております。

(座長)

はい、ありがとうございます。今更、1,200人を増やせないとは思いますが集計はできます。ただ、それは十分な精度を持った集計結果ではないというただし書きがあればよいと思いますが、どこまでが限界かを明確にしてもらえればよいと思えます。ありがとうございました。その他いかがでしょうか？はい、委員よろしく申し上げます。

(委員)

今回のアンケートは、平成23年度と比較して乗合タクシーの部分が追加されたという説明でしたが、他の設問は前回と全く同じと考えてよろしいでしょうか？

(事務局)

再編したルートもございますが、中身については前回に準じております。

(委員)

ありがとうございます。例えば1ページの問1とか問2は前回と同じと思いますが、このアンケートは難しいと感じて、1枚目を見ただけでももう書きたくなくなるようなアンケートだと思いました。しっかり聞きたいという非常に熱意は伝わってくるのですが、他の市町がされるアンケートに比べて非常に精緻なところまで求めているという印象があります。例えば、問2で普段の外出頻度を選ぶところで、1日に3回以上や1日に1、2回といった1日当たりの移動の頻度を聞かれてもなかなか難しく、例えば一般的には普通は1週間に毎日や1週間に2、3日といった1週間で聞いているのが多い中、相当細かいところまで聞かれているという感じがありますので、おそらく1,200人の回収率を上げようとするれば、見た目も然りですし、例えば高齢者の方は字が多くて見えづらいなどね、そういったご意見もあると思いますので、少し工夫があった方がよいと感じました。

(座長)

はい、ありがとうございます。前回から市民の方も全体的にご高齢になっているので、少し辛くなってくるかもしれませんが、いかがでしょうか？

(事務局)

項目につきましては、前回に実施したアンケートとの比較ができるように乗合タクシーの設問以外は同じものにして、どのように意識が変わってきたか確認したいということですが、ご意見いただきましたように見やすいような工夫はできる範囲内で行いたいと思います。

(座長)

はい、委員のおっしゃられるとおりに思いますので、例えば問7や問10のような回答が多いところは、前回に非常に少ない回答があればそれは削除する、また、設問も全部本当に比較しなければならないのかどうか、特に次の公共交通計画に必要な内容を精査していただいて、場合によっては1問、2問省いてもよいと思います。また、文字はもう少し大きい方がよいと思いますし、書体を変えるだけでも見やすさも変わってきますので、そのような工夫をしていただけるとよいかと思います。その他、いかがでしょうか？そうしましたら委員が言われたことはとても重要ですので、必要な問題に絞ったり、あるいは書体を変えたり見やすく修正した形での実施とさせていただきますが、今の意見をいただきながらしっかり確認させていただいて、その上で実施ということでご承認いただきたいと思いますがよろしいでしょうか？はい、ありがとうございます。では責任を持って内容を確認して実施させていただきたいと思います。これは郵送配布ですから特に皆様に何かお願いすることはありませんか？

(事務局)

はい、ございません。

(座長)

もし何か聞かれたらぜひ答えてくださいとお伝えいただければと思いますし、もしご自分のところに届いたら答えていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(4) 乗合タクシー制度の見直しについて（資料5）

<事務局より説明>

(座長)

はい、ありがとうございます。乗合タクシー制度の見直しをご提案いただいておりますが、これに関しましてご質問、ご意見等ございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか？特に1点目は、地域間の移動が可能になることは利用者の需要からは望ましいことですが、例えばタクシーの利用ということを考えると競合してしまい利用量が減るといふ懸念も生じるということかと思っております。従いまして、何かを便利にすると何かが減っていくということですので、我々としてはそこを両方が上手くいくような形を模索しなければならないということですので、何もかもよくすればよいわけではないということをお認識していただきたいと思いますが、これはタクシーが一番影響あるかと思っております。今日は委員に委員の代理でご出席いただいております。委員いかがでしょうか？

(委員)

地域停留所を特定目的地に変えることは、それはそれでよいことだと思います。

(座長)

タクシー事業者から見てもそこは許せる範囲だということでもよろしいでしょうか？はい、ありがとうございました。その他、いかがでしょうか？

集会所または公民館への移動ができることとなりますので、友達が住んでいる最寄りの公民館まで移動できるということとなります。それから2番目が新規の地域停留所の設置基準ですが、毎回皆様にご審議いただいておりますが、ある程度基準を設けようということで、5ページの1、2、3、4という基準を設けていただきました。基本的には起伏があつたり大きな道路を渡らないといけなかつたり、このような際には既設の停留所から500m以内であつたとしても認められるということになるものです。「4 高齢者の多い地域など設置後に一定の新規の利用が見込まれる場合」というのは、次のいずれかに該当とありますので、4だけでもよいということになるのでしょうか？

(事務局)

はい、全てを満たすものではなく、いずれかに該当するものが特例として扱うというものでございます。

(座長)

そうしますと、既設の停留所がすぐ近くにあつても、新たに利用する人がいるというだけでどこでも設置できてしまうということでしょうか？

(事務局)

ご要望をいただく際には、あらかじめ聞き取りを行いまして、特例基準と合わせまして先ほど申し上げました統廃合も併せて検討するものでございます。

(座長)

近くに地域停留所があつても、新たに運転免許を自主返納の方が絶対使うから自分の家の前に設置したいという要望に合致してしまいます。4だけでよいとすれば取り留めなく増えていきます。1、2、3のどれかかつ4のはずです。

(事務局)

1、2、3はいずれかで、4の場合は1、2、3のどれかとセットになるということでしょうか。

(座長)

そういうことです。4のみでは、新しく登録した人は自分の家の前に設置できてしまいます。

(事務局)

そのように修正させていただきます。

(座長)

勾配があったり、または大きな道路を渡らなければならなかったりする場合には既設の停留所から500m以内に設置できます。ただし、その場合には必ず新しい利用者がいるという保証のもとで設置するというにさせていただきたいと思います。修正については、事務局に一任いただければと思います。はい、ありがとうございます。それから同乗者の制限緩和ですが、心身の理由によって乗合タクシーに乗れるのですが、お子さんは乗れないという大変悲しい状況が発生していたということで、今回それを緩和したいということでございます。この同乗者利用者カードを発行するというのは、利用者が少ないからでしょうか？

(事務局)

まずはタクシー事業者が混乱しないように同乗者利用カードで明らかに同乗できることを確認してもらうこと、また孫ではなく子育て世代の登録者とそのお子さんの同乗者をセットで明示できるようにさせていただいております。

(座長)

同居の孫は同乗できないのでしょうか？

(事務局)

子育て世代ということで20代から50代を想定しております。実際には、お母さんが小さいお子さん連れて登録者ですが乗れないのでしょうかと問い合わせがありまして、今の制度では同乗できませんとお断りしましたが、また違う方から同じような問い合わせがあったため、子育て世代の方も登録者されている現状では、同乗者を見直しする必要があるということで今回お諮りさせていただいたということでございます。

(委員)

おばあさん、おじいさんが孫の世話をしているという方も多いのではないのでしょうか？

(座長)

心身の理由の子育て世代ではなくても、おじいさん、おばあさんがお孫さんと出歩く機会を提供するというのは悪くないのではないかとございしますが、いかがでしょうか？

(事務局)

乗合タクシーは、あくまでも登録者の方に利用していただくよう制度を作っていました。介助が必要な方は一般タクシーを使っていただいて、一人で乗れる登録者に限定しておりました。登録者に限定した制度に子育て世代の方がいらっしゃることを考慮

して、今回につきましては、本当に子育てに困っている方を救済したいということで提案させていただいております。

(座長)

外出してもらうのが実は一番大事で、交通手段を提供する以前に外出の目的を作る方が大事なことです。その時にお孫さんとどこかに行けるというのはすごくいい目的になると思います。そして、それが乗合タクシーで行ける、では孫と一緒にいらっしゃるわ、図書館もできるなら図書館にも孫の絵が飾ってあれば孫と行けるわ、というように三世代間の交流にもつながっていく、とても望ましい姿だと思っていますので、本来の目的、制度というのは目的に合わせて変えていけばいいもので、制度を守るための目的ではないと思いますから、ものすごくよいと思いますので、将来的には検討いただければと思っています。ただ、急に変えるのも大変なので、ひとまずはこれで行きましょう。今後、また何かの機会があった時にそういった移動ができるようなことも考えていただければと思います。ありがとうございます。その他いかがでしょうか？

孫と出掛けようキャンペーンとか、孫と出掛けよう週間とか、そのようなことができてお孫さんにも公共交通は大事なのだよ、これからも乗って行くんだみたいな教育にもつながっていくと思いました。色々広がりが出てくると面白いと思いましたので、将来的にはご検討いただければと思います。その他よろしいでしょうか？

はい、では特にご異論ないということで、まず、1 地域停留所の特定目的地停留所への変更につきましては、公民館、集会所を特定目的地停留所に変更させていただきまして、その間の移動が可能になる、これは4月1日からです。2 地域停留所の設置基準につきましては、5 ページで1、2、3のうちいずれかと4を条件とさせていただきます。その修正内容につきましては事務局にご一任ください。3 同乗者の制限緩和につきましては、今回はご承認いただきながら、将来的にはお孫さんと一緒に動けるような、そんな環境も作っていただくという要望を出しているということにしたいと思っておりますが、ご承認いただくということでよろしいでしょうか？はい、ありがとうございます。では特にご異論ないようですので承認したということにさせていただきます。ありがとうございます。

(5) 乗合タクシー地域停留所の追加設置要望について (資料6)

<事務局より説明>

(座長)

はい、ありがとうございます。先ほど承認いただいた設置基準に当てはめる必要はなく今までどおりの判断ということでございますが、確認いただいているということでございますけど、非常に段差があり道路が入り組んだところで停留所が500m以内にはありますが、今後のご利用も見込まれているということですが、新設に関しまして、ご質問、ご意見等ございましたらいただきたいと思っております。特にございませんですよ。で今回のこの新設を承認したいと思っておりますが、よろしいでしょうか？はい、ありがとうございます。では今回の新設は承認したいと思っております。そして次回以降は設置基準に基づいて審査するというので、設置基準に基づいて資料の作成をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

それでは予定の議題は全て終わりということですが、4 その他で中部運輸局三重運輸支局の委員からご連絡いただけるということですのでよろしくお願ひします。

(委員)

<11月18日(水)開催「地域公共交通シンポジウム in 中部」の案内>

(座長)

はい、ありがとうございました。ぜひ時間あったらご参加いただければと思っております。ありがとうございました。その他皆様から何かございませんでしょうか？では以上で予定全て終了ということで、皆様方に感謝申し上げます。どうもありがとうございました。では進行を事務局にお返しします。

(事務局)

委員の皆様、熱心にご協議いただきありがとうございました。次回の開催は12月1日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。ではこれを持ちまして令和2年度第4回亀山市地域公共交通会議を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

<12:00 終了>

以上、概略のみ